

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により生じた損害等の扱いに関する改正

(1) 不可抗力の考え方について

- ・ 感染症等についても不可抗力に含まれ得ること、その基準については契約等で定めておくことが望ましいこと。
- ・ 具体的状況下で該当するかどうかは、通常必要と認められる予防方法等を尽くしたかどうかについて、国等が示す指針等の内容を考慮して個別具体的に判断すべきこと。

(2) 損害等の分担について

- ・ 管理者と事業者で分担すべき損害等には物件以外の損害等も含まれること。
- ・ 独立採算型事業等においては、プロフィット・ロスシェアリング※の導入や、あらかじめ実施方針等で契約により事業期間の延長ができるようにしておくことが有効と考えられること。

※収入の一定割合の増減幅を超えた場合に管理者の収益・負担とする方法

(3) 契約の変更等について

- ・ 管理者側が支払う金額などの軽微な変更については、あらかじめ議決により地方自治法上の専決処分事項として指定しておくことが考えられること。
- ・ 著しい事業環境の変化等により契約内容や要求水準等が著しく不適切となった場合は、これらの内容の見直しについて、柔軟・適切に対応することが望ましいこと。

2. 運営権者の株式譲渡等に関する改正

(1) 株式の譲渡等を進める意義について

- ・ 事業の経過とともに適切な株主・債権者構成を図ることで安定的な運営の確保に資すること、事業者の資金調達
の円滑化や調達コストの低減によって、地域企業を含む事業参画が容易となり、公的負担の抑制等にも資すること。

(2) 株式の譲渡等の進め方

- ・ 運営権者の経営等への影響が小さいと客観的に認められる場合には、基本的に事業の継続を阻害しないと考えられることから、管理者は譲渡を承認するものとする。
- ・ 業務受託企業の交代等に際し、要求水準等の履行に支障をきたさないよう、必要な情報の提供等が行われること。

3. その他

- ・ 運営権と指定管理が併用される場合の業務範囲の扱いについて所要の改正を行う。